活力あふれる地域社会を目指して

茅ヶ崎市市民活動推進条例

平成１６年１２月２０日公布
平成１７年　４月　１日施行

茅ヶ崎市 市民活動推進課

市民活動の定義

- **市民活動とは・・・**

  市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数の者の利益の増進を目指すもの

  ※宗教、政治、選挙活動等を主な目的とした活動は除く

「営利を目的としない」とは・・・

活動によって得た利益（団体の利益）を構成員に分配しないこと。
利益の分配をせずに、活動の人件費やその他の経費等に充てるために収益事業等を行うことは「営利目的」とはならない。

市民活動の特性（1）

- **自主性・主体性**

  市民自らの価値観に基づいて自主的・主体的に取り組むことから、行政の方針等にとらわれることなく、独自に活動することができる。

- **先駆性**

  法整備等の遅れから、行政では対応しにくいような新しい社会的課題にも先駆的に取り組むことができる。こうした先駆的な活動が社会的な理解を得て制度化されることもある。

- **専門性**

  継続的な活動を通じて、実践的・専門的な知識が蓄積され、社会的課題に対する専門的な取組みが可能となる。

市民活動の特性（2）

- **多様性**

  様々な能力をもつ市民が幅広い分野で活動に取り組むことにより、多様な社会サービスが提供され、受益者の選択肢が広がる可能性がある。

- **即応性**

  制度的な枠組みや公平性よりも、市民ニーズに応じて「臨機応変」「迅速」を重視することができ、機動性のある活動を行うことができる。

- **地域性、当事者性**

  活動の場が生活空間と近接していることが多く、現実に起きている社会的課題に沿ったサービスを提供することができる。また、社会的課題の当事者が団体に含まれていることも多いことから、当事者の視点に立ったきめ細かい活動を行うことができる。

条例制定の背景

- 社会情勢の変化
  （少子高齢化、高度情報化、価値観の多様化）
- 社会的課題解決の新たな担い手としての
  市民活動への期待
- 協働型まちづくりへの移行
  NPO（NPO法人、市民活動団体など）が行うことのできる
  公共的サービスは、NPOに委ねる。）

市民活動推進条例の制定

- 目的

  市民活動を推進するための環境を整備し、
  市民活動の活性化を図る

  ↓

  協働による活力あふれる
  地域社会の実現

条例の基本理念

- 市民活動を行うもの、市民及び事業者は、市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識する。
- 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者の相互理解と信頼により市民活動を推進する。
- 市民活動の自主性、自立性を尊重する。

市民活動の推進による協働型まちづくり

市 ＋ 市民活動を行うものによる公共的サービスの提供　（イメージ）

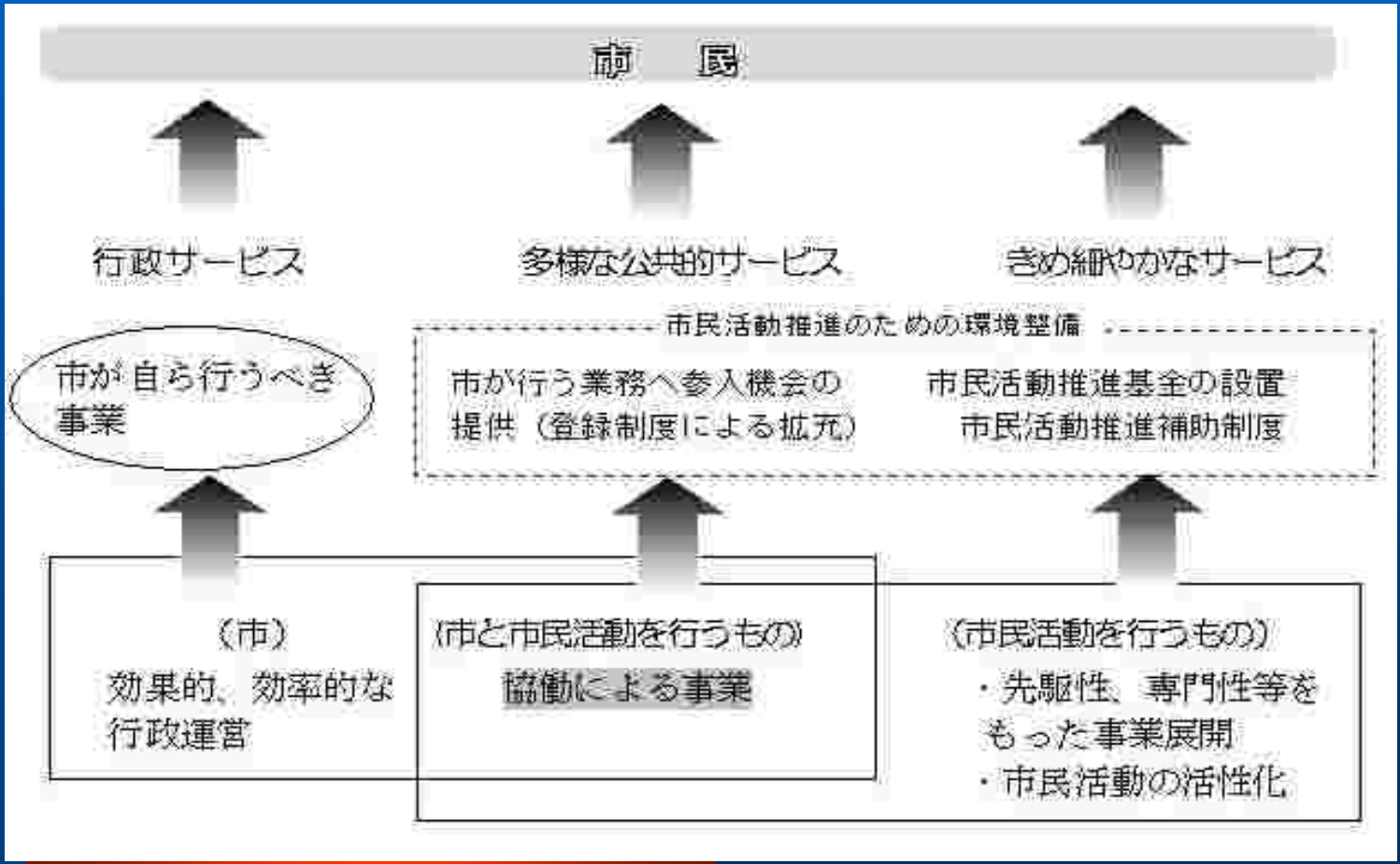

条例のポイント

その１

- 市、市民活動を行うもの、市民、事業者の役割を規定

その２

- 市と市民活動を行うものによる協働事業の推進

その３

- 茅ヶ崎市市民活動推進委員会の設置

その４

- 財政的支援（市民活動推進補助制度）の実施

市、市民活動を行うもの、市民、事業者の役割

- **市の役割**

  市は、市民活動の推進に必要な施策を策定し、実施します。

- **市民活動を行うものの役割**

  市民活動の社会的意義と責任を自覚して、活動の内容や成果を公開し、市民の理解を得るようにします。

市、市民活動を行うもの、市民、事業者の役割

- **市民の役割**

  市民活動に関心をもって、市民活動の推進と発展に協力するようにします。

- **事業者の役割**

  地域社会の一員として、市民活動に進んで協力するようにします。

条例のポイント （その2）

市と市民活動を行うものによる協働事業の推進

- **協働して地域課題に取り組むための仕組みをつくります。**

先駆性、専門性、地域性など、市民活動を行うものの特性を生かせる分野で行います。

- **市民活動団体の登録制度**

市が行う業務への参入（協働事業）の機会を得ようとする団体は、登録が必要です。 ※登録をしても自動的に協働事業に参加できるわけではありません。

協働とは・・・

協働の定義

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が
共通する目的の実現に向けて、それぞれの
果たすべき役割と責任を理解し、
互いの特性を生かして協力し行動することをいう。

協働の意義

地域課題を解決する上で、単独では得られない「相乗効果」を期待できる

協働の結果として・・・

・より質の高い公共サービスの提供
・市民ニーズに応じた社会的便益の向上

条例のポイント （その2）

協働による事業の領域

- 市と市民活動を行うものによる協働領域 （イメージ）

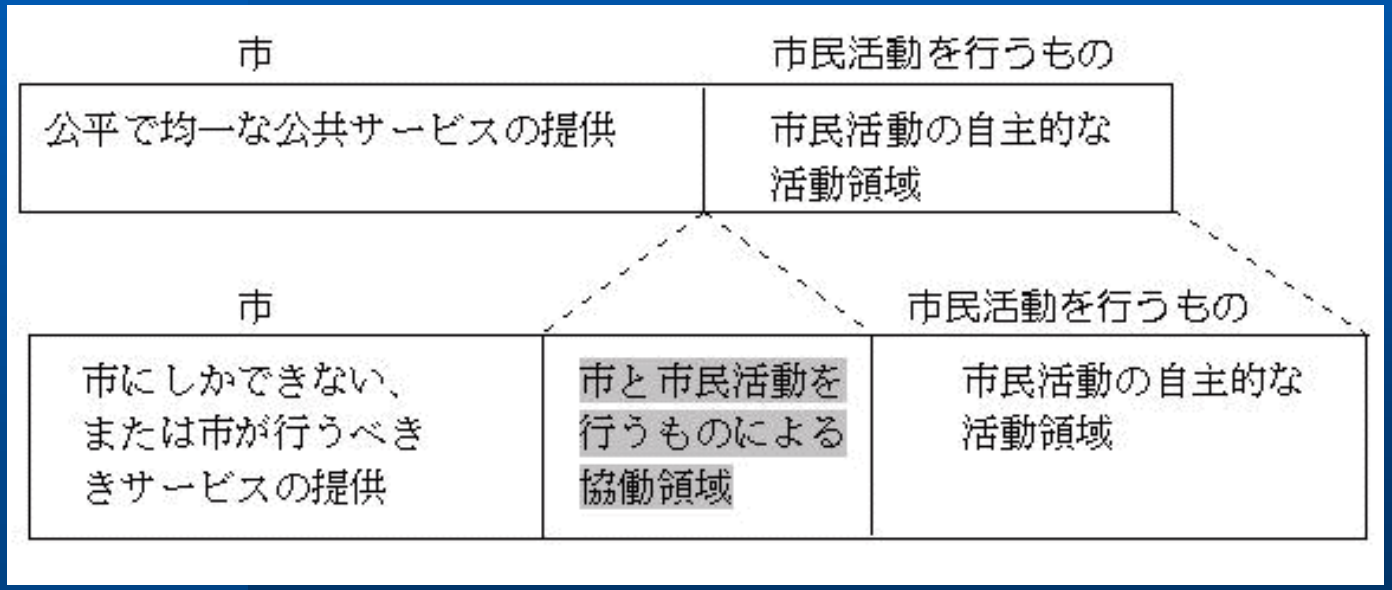

条例のポイント （その2）

協働して事業を行う場合の留意事項

- **すべての事業を協働で行うものではない**

  協働によって期待される効果についても十分に意識しながら、協働にふさわしい取組については、積極的な導入を図る。

- **「協働」自体を目的と考えない**

  協働は、それ自体が目的ではなく、「目的を達成するための取組手法の一つ」

- **協働には相互理解が大前提！（尊重＋協議＋選択）**

  お互いが持論を１００％譲らないとするなら、協働は成立せず、対立だけが残る。

条例のポイント　（その2）

協働して事業を行う場合のルール（協働の原則）

- **目的の共有**

  市及び市民活動を行うものは、事業の目的を理解し、及び認識すること

- **対等性の確保・相互理解**

  市及び市民活動を行うものは、対等の立場に立ち、それぞれの特性と役割を理解し、及び尊重すること

- **自主性・自立性の尊重**

  市は、市民活動を行うものの自主性及び自立性を尊重すること

- **透明性・公開性の確保**

  市及び市民活動を行うものは、事業の内容、過程及び結果を公開すること

条例のポイント （その2）

協働事業として実施する基準（概要）

- 広く市民の支持、理解が得られる事業である。
- 市が単独で実施するよりも、効果的で質の高いサービスが提供できる事業である。
- 市が実施する必要性、重要性の高い事業である。
- 市民活動団体の特性（先駆性、創造性、専門性など）を生かした事業である。

条例のポイント　（その2）

協働事業の実施の流れ（予定）

「協働で行う事業」を決定する

↓

情報の共有

公正、透明な形で効果的に協働事業を行うために、市、市民活動団体、市民等が、協働で行う予定の事業に関する情報を共有する。

↓

協働する市民活動団体の選定

↓

協働事業の実施形態を決める

↓

協働事業の実施

↓

協働事業の評価

協働事業の実施形態

(1)　委託
(2)　共催
(3)　実行委員会
(4)　事業協力　など･･･

条例のポイント （その3）

市民活動推進委員会

主な役割

- 市民活動の推進に関する制度の改善、重要事項に関する調査、審議
- 市民活動推進補助事業の審議
- 市民活動の推進に関する意見の建議

委員会の構成

市民、市民活動を行うものの代表者、事業者の代表者、学識経験を有する者で構成

市民活動推進補助制度

- 目的

(1) 市民が自主的に行う市民活動を財政面から支援し、市民活動の活性化を図る。

(2) 多様市民ニーズにきめ細やかなサービスで応えることのできる豊かな地域社会の形成に寄与する。

市民活動推進補助制度

- 特　徴

（1） 補助金の原資は、**市民活動推進基金**で
年度ごとの補助金の総額は、300～400万円

（2） 市民活動団体の自立化に配慮し、
補助率(90%または80%)を設定

条例のポイント （その4）

市民活動推進補助制度

（3）申請のあった事業の内容を公開プレゼンテーション等により、**市民活動推進委員会で審議**し、補助金交付事業を市長が決定

公平性・透明性の向上

平成16年度　小田原市での公開プレゼンテーション

市民活動推進基金

- **基金の特徴**

(1) 市民活動の推進を通じて、活力のある地域社会をつくるための
“協働による基金” (地域社会における市民活動の相互支援の推進)

(2) 市民、事業者の方々からの寄附に市の支出金を
上乗せする “マッチングギフト方式の基金”

原　資（１５００万円）	寄　附　金　　（市民、事業者等）
	マッチングギフトによる拠出金（市）

(3) 寄附者は、確定申告により税控除が受けられる。

市民活動推進基金の愛称

“市民活動げんき基金”

ひとり一人の元気が、街全体を元気にし、
街全体の元気がまた市民ひとり一人にまわってくる・・・

市民活動推進補助制度のしくみ

- **市民活動の成果と市民の理解が補助金に反映されます。**
  （市民活動への理解が深まれば、寄附が増え、寄附が増えると補助金も増える。）

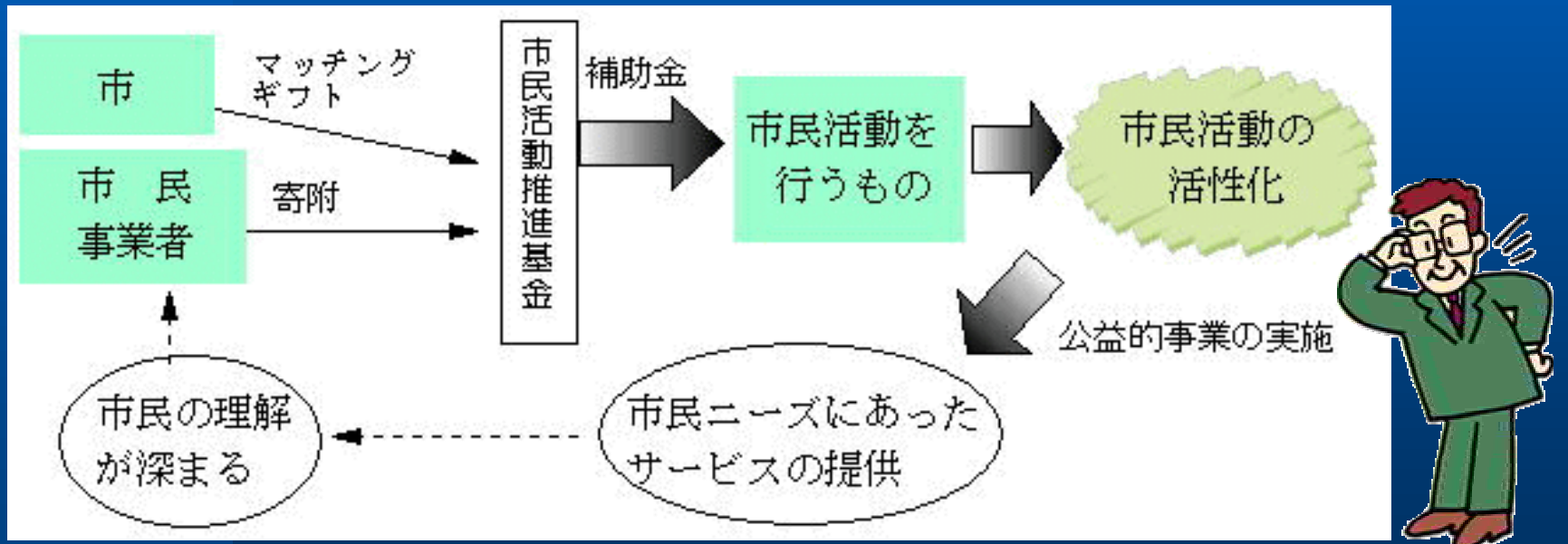

条例のポイント （その4）

市民活動推進補助制度の対象

- **対象事業・・・ 市民活動団体が行う公益的な事業**
  （茅ヶ崎市民が受益者となる事業）
- **対象者 ・・・ 次のすべての要件を満たすこと**

ア 市内で主に活動している市民活動団体

イ 3人以上で構成される団体で構成員の1／2以上が市民であること

ウ 市から事業に関する補助金を受けていないこと

条例のポイント （その4）

市民活動推進補助制度の対象（補助区分）

種類	市民活動スタート支援	市民活動ステップアップ支援
対象団体	設立後２年未満の団体	設立後２年以上の団体
対象事業	茅ヶ崎市民が受益者となり得る公益的事業（構成員を対象とした共益的事業でないこと）	
	団体の自立を促進し、活動を軌道にのせるための事業（新規または継続）	団体がこれまで行ってきた活動の拡充を図る事業又は活動の発展を目的に次の一歩として新たに行う事業
補助金額	対象となる事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の※９０％または１０万円のいずれか低いほうを上限とする。 事業内容を審査した上で、予算の範囲内で補助金額を決定する。ただし、同一団体では１回限りの補助とする。	対象となる事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の※８０％または３０万円のいずれか低いほうを上限とする。 事業内容を審査した上で、予算の範囲内で補助金額を決定する。なお、同一団体につき２回まで交付を受けることができるものとする。（年度ごとに必要書類を提出し、審査を受ける。）
補助金予算総額	３００～４００万円	

補助事業のスケジュール（１７年度）

- １７年度の補助事業の流れ

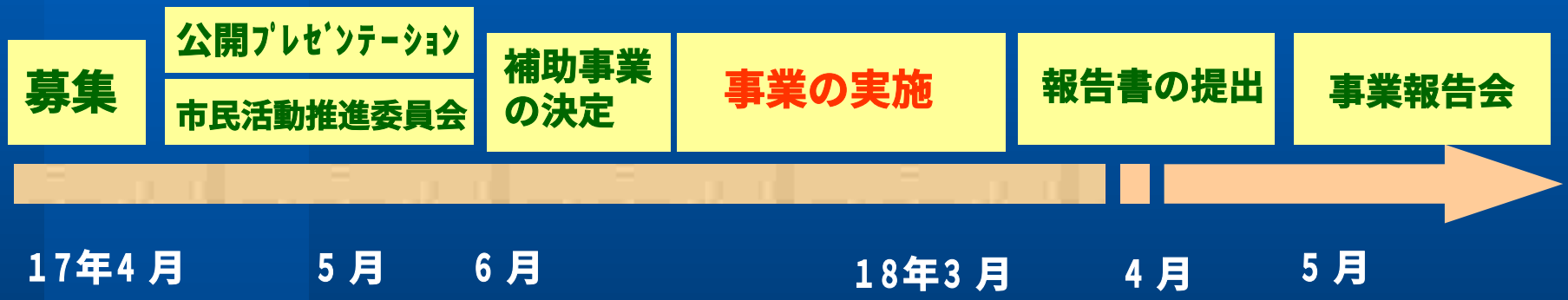

１８年度以降のスケジュール

市民活動団体の事業スケジュール等に配慮して、補助事業実施の前年度の１月に募集を開始し、４月中に補助金を交付する（予定）

茅ヶ崎市市民活動推進条例

平成17年4月1日施行

- 茅ヶ崎市総務部市民活動推進課
- 0467－82－1111（内線）2304～5
- shiminkatsudou@city.chigasaki.kanagawa.jp